

## V-High 放送に関して提出された御意見と総務省の考え方

番号	御意見（提出者）	御意見に対する考え方
1	<p>○ V-High放送に関わる制度整備（案）の概要について</p> <p>大々的に地上波デジタルへ移行して、国民の財産であるVHF帯を開けたはずです。不本意に地デジ対応テレビを購入せざるを得ない方もいたことでしょう。だからこそ国民に有意義な「マルチメディア放送をやるんだ」として今回の募集を始めたと認識していますし、国民の期待も大きいことでしょう。それをスカパー放送局のサイマルチャンネルとして使用するというのは、適当ではないと考えます。</p> <p>せっかく開いた帯域ですから、白黒テレビからカラーテレビジョンに移行したときのように、新しいワクワクするようなテレビの世界を国民の皆様にご利用してもらえようような活用の仕方にするべきです。それにより、日本の映像産業に新しい活力を産むことができると確信しています。</p> <p>インターネットにつながっているスマートフォンですから、その最大の魅力はテレビとインターネットの融合だということは明らかです。スマホで表示するテレビ画面とインターネットを利用した新しいアイデアの番組を自前で製作できる事業者が参入することが必須のはずです。</p> <p>現行型のテレビジョン放送とは違った、新しい事業を行う気概を持った事業者を選考して頂くことを期待しています。</p> <p>【匿名希望】</p>	<p>比較審査においては、マルチメディア特性に係る創意工夫を生かした取組を行おうとする申請に対し、総合評価において一定の加点を行うこととしております。</p>
2	<p>○ 放送法施行規則 176 条について</p> <p>改正案の趣旨に賛同します。当社は複数の事業者が共同で利用できる放送用送出設備や課金管理機能の提供を予定しており、改正案の趣旨に則った役割が期待されると認識しています。</p> <p>ただし、普及途上にあるメディアのため、当面の有料放送管理業務の運用方法や体制については、市場全体の早期拡大を優先した柔軟なものが望ましいと考えます。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、御指摘の点につきましては、今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>○ 電波法施行規則 別表第二号 二 (9) ウについて</p>	<p>御意見を踏まえ、移動受信用</p>

<p>改正案では、「空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの」について、移動受信用地上基幹放送を行う無線局は変更検査を要しない場合の対象外となっておりますが、V-High 放送のユーザに対して早期にサービスを提供するため、係る審査について他のテレビジョン放送等の無線局と同等の条件としていただきますよう、今後見直しの検討をお願いします。</p>	<p>地上基幹放送についても当該規定の対象とします。</p>
<p>○ 基幹放送普及計画第 1 1 (1) ウなお書きについて 改正案の趣旨に賛同します。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 基幹放送普及計画第 3 2 (5) (注 2) について 改正案の趣旨に賛同します。音声品質や画像品質を勘案して放送番組の数を設定することは、例えば高画質の映像放送によって受信者の利便性を向上し、V-High 放送全体の価値を高めることもできるため、有益と考えます。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 電波法施行規則第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づく無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法 6 注 3 について 改正案では、「超短波放送又はテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備において素子を 2 段以上積み重ねた空中線を使用する場合は、俯角 45 度以上において垂直面の電力指向性係数を 0.1 として算出してもよい」とされていますが、当該算出方法について、V-High 放送についても他のテレビジョン放送等の無線局と同等の条件としていただきますよう、今後見直しの検討をお願いします。</p>	<p>御意見を踏まえ、移動受信用地上基幹放送についても当該規定の対象とします。</p>
<p>○ 放送法関係審査基準附則第 3 条について 改正案の趣旨に賛同します。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 放送法関係審査基準別紙 4 について 恒久規定化に関する改正案の趣旨に賛同します。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承り</p>

	V-High 放送市場の早期発展のため、継続的に参入事業者の募集を行っていただくことをお願いします。	ます。また、御指摘の点につきましては、今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。
	<p>○ 放送法関係審査基準別紙4 2について</p> <p>事業計画の確実性を重視する改正案の趣旨に賛同します。V-High 放送市場の早期発展のため、重視する審査基準を特定することは、参入を希望する事業者にとって有益と考えます。</p> <p>【株式会社ジャパン・モバイルキャストイング】</p>	V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。
3	<p>○ 基幹放送普及計画第1 1 (1) ウについて</p> <p>移動受信用地上基幹放送の普及について、「テレビジョン放送」が追加されることに、賛成致します。</p>	V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。
	<p>○ 放送法関係審査基準 別紙4 2 (9) ア、別紙4 2 (1) ※1 ※2について</p> <p>「放送の特性を生かしたサービスの推進のためのより充実した取組」については加点するものの、その取組を含む事業計画の確実性については厳しく精査する方針に、賛成致します。</p>	V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。
	<p>○ 放送法施行規則第61条 第3号について</p> <p>申請枠制度は廃止し、テレビジョン放送にあっては、放送をする一の放送番組ごとにセグメント数を申請することに、賛成致します。</p>	V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。
	<p>○ 放送法関係審査基準 附則第3条について</p> <p>V-High 放送の早期普及を最優先の課題とすることから、平成27年3月31日までの間になされた移動受信用地上基幹放送の業務の認定の申請について、早期普及に資する審査基準を重視することに、賛成致します。</p> <p>但し、V-High 放送の電車内利用等においては、マナー遵守の観点から無音視聴に一定のニーズがあり、その際には字幕が重宝されていると考えます。従って、字幕番組の充実については一定の配慮を残しても良いのではないかと考えます。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、ご指摘の点につきましては、V-High 放送は衛星基幹放送と比較して、なお普及途上にあるメディアであり、当面はその早期普及が最優先の課題</p>

		<p>となることから、字幕番組の充実についても、時限措置として、第二次比較審査の対象からは免除することとします。</p>
	<p><b>○放送法関係審査基準 別紙4 2について</b>  「事業計画の確実性を特に重視する」という審査基準に、賛成致します。  【日本映画衛星放送株式会社】</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
4	<p><b>○放送法関係審査基準 別紙4 2について</b>  賛成致します。  現状実施している BS・CS110 基幹放送のサイマル放送を主に計画する者にとっては、今回の免許認定において新たに権利処理が必要なケースが考えられる。これが、事業性に影響を与えることについて、認識、配慮をお願いしたい。  【株式会社キッズステーション】</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。  また、御指摘の点につきましては、今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>
5	<p><b>○基幹放送普及計画 第1 1 (1) ウ 等について</b>  「いわゆるマルチメディア特性」について、放送と通信が融合する次世代放送サービスでは、象徴的な特性であることは間違いなし、将来的には必須の特性であると考えます。しかし、その特性を十分活用した具体的なサービスの形あるいは客観的な適正性を伴う形でビジネスモデルを提示することは、困難であり、映像放送による申請段階で審査条件とすることは現実的ではない。その観点から、「映像放送による申請に対しては、マルチメディア特性の審査を免除する」という今回の制度の見直しについては賛成である。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
	<p><b>○放送法関係審査基準 別紙4 2 (9) ア、同別紙4 2 (1)※1及び※2 について</b>  マルチメディア特性に関わる創意工夫を生かした取り組みを行おうとする申請に対し、比較審査となる場合に、総合評価において一定の加点を行うこと、一方で、それを行う場合に事業計画上に、設備投資等の適正な費用計上とそれに見合う収入増を客観的な根拠をもって示さなければ、加点以上の減点と</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

	<p>して作用する可能性がある点について、審査の公平性の観点から適当と思われるものであり、賛成である。</p>	
	<p><b>○放送法施行規則第61条第3号、基幹放送普及計画 第3 2 (5)について</b></p> <p>「マルチメディア放送」実現のための大規模枠、中規模枠、小規模枠からなる「申請枠制度」を、今回の映像放送による申請について、1チャンネルごとに申請することとし、申請枠制度を廃止することについては、映像放送では2セグメント以上で30インチのテレビの視聴でも一定以上の画質が確保される点、多様な放送事業者の当該事業への早期参入による事業全体の活性化が最優先課題であるという観点から、申請枠を廃止し、事業者毎の柔軟な枠申請を許容する今回の制度改正には賛成である。また、マルチメディア放送による申請も可能とすることについても、先述の観点から賛成である。</p> <p>一方で、マルチメディア放送について、将来的にはその重要性を認識する事業者として、現段階においての設備投資などの負担コストと客観的に適正と思われる収入を予定した事業計画は非常に困難であるように考える。その意味では、これは仮に今回の申請において全ての帯域に事業者が決まらない場合の課題ではあるが、マルチメディア放送の有用性を育成し、創出させていく観点から、プラットフォームにおいてマルチメディア放送に対応する専用の共有帯域を確保し、参入事業者に対して適宜必要に応じて、柔軟に提供し、帯域の使用料を都度課金するようなサービス運用の構築を検討してはどうかと思う。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、御指摘の点につきましては、今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p><b>○放送法関係審査基準 別紙2及び別紙4について</b></p> <p>審査基準の恒久規定化及び審査基準の内容を、全国を放送対象地域とする衛星基幹放送に準じつつ、V-High 放送の特性を加味した内容となることについては、衛星基幹放送事業に従事する者としての観点から、また適正かつ優良な衛星放送事業者が当該事業に参入し、全体として当該事業の価値向上を実現すべきであるという考えを持つ立場から、賛成である。</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
	<p><b>○放送法関係審査基準附則第3条、同別紙4 2 各号列記以外の部分後段及び(1)について</b></p> <p>比較審査において、現在衛星基幹放送において恒久規定として整備されることとなっている、「字幕番組の充実」「災害放送の実施」といった、いわゆる社会的審査基準を、V-High 放送の早期普及を最優先</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>

	<p>する観点から、時限処置として平成27年3月末までの間は、第二次比較審査の対象からは免除し、「事業計画の確実性」等、早期普及に資する審査基準を重視し、その「事業計画の確実性」や財政面・番組編成面の両面からみた事業遂行能力を総合的に審査することについて、同じく当該事業の最優先事項は、適正かつ優良な衛星放送事業者の参画により、視聴者にとって魅力的な番組が提供されることによる全体価値の向上と普及の拡大であり、それによって個々の事業者が早期の段階で当該事業の事業性を確保することであると考える観点から、賛成である。事業が普及し、その事業性が確保されていけば、その視聴者の拡大に伴い、社会的責務の重要性は増すものであると考える。その意味で、非常に現実的かつ適当な改正であると考え。</p>	
	<p><b>○放送法施行規則第176条について</b>          有料放送管理業務の公正な運営等を確保する観点から、10以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行おうとする者に対して届出義務を課し、取引上の優越的地位の濫用行為等を総務省が監視していくことについては、衛星基幹放送に従事する立場から賛成である。</p> <p>【匿名希望】</p>	<p>V-High 放送に係る制度整備案に賛同の御意見として承ります。</p>
6	<p><b>○放送法関係審査基準 別紙4 1 (3)について</b>          多チャンネルサービスにおける専門チャンネルの配信時間は、世界的にみても24時間配信モデルが標準的であり、特定ジャンルのチャンネルに対して配信時間を制限する事例は少ないと思慮致します。</p> <p>特定ジャンルの編成に制限をかけず、広告放送においても24時間の配信ができる環境を整えて頂けるよう広告放送の割合の審査基準については、見直して頂くことについて、何卒、ご検討頂きたく存じます。</p> <p>【株式会社QVCサテライト】</p>	<p>有限希少な周波数を利用する移動受信用地上基幹放送の公共性及び社会的責務にかんがみ、移動受信用地上基幹放送全体としての放送番組の多様性を確保し、国民視聴者の利益を最大限に増進するため、必要やむを得ない最低限の措置として、以下の点に配慮して、当該規定を導入しているものです。</p>

		<p>ア 当該規定は、放送法第 12 条の規定に基づき、他の番組との間において明確な識別が求められている広告放送の量に専ら着目することにより、反射的に広告放送以外の番組の総量の確保を緩やかに目指すものであること</p> <p>イ 当該規定は新たに移動受信地上基幹放送の認定を受けようとする者に対して適用される比較審査基準（絶対審査基準に適合した全ての申請者に対して周波数を割り当てることができない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うための基準）であること</p>
--	--	--